

水道料金・下水道使用料の消費税計算の変更について

インボイス制度が令和5年10月1日に開始されることに伴い、同日以降に確定する水道料金・下水道使用料の消費税計算方法が変更となります。

これまで2か月分の料金を算定する際には、1か月ごとに分けて計算した料金に対して消費税計算（1円未満切捨て）し、その後合算していました。

令和5年10月1日以降、2か月分の料金を算定する際には、1か月ごとに分けて計算した料金を合算した後に消費税計算（1円未満切捨て）を行うこととなります。

上記計算方法の変更に伴い、同じ使用水量でも請求金額が1円多くなるケースがございますので、ご理解・ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

(例) 令和5年8・9月分家事用で2.2m³使用の場合の水道料金

① 1か月毎に按分 ⇒ 8月分11m³と9月分11m³となる

8月分：基本料金600円＋超過料金75円＝675円

9月分：基本料金600円＋超過料金75円＝675円

② 按分計算した料金に消費税額を加えて計算

8月分：675円＋675円×10%＝742.5円 ⇒ 742円

9月分：675円＋675円×10%＝742.5円 ⇒ 742円

③ 2か月分を合算したものが請求金額

8・9月分：742円＋742円＝**1,484円**

【令和5年9月分まで】

消費税計算（1円未満切捨て）を2回行っていました。

(例) 令和5年10・11月分家事用で2.2m³使用の場合の水道料金

① 1か月毎に按分 ⇒ 10月分11m³と11月分11m³となる

10月分：基本料金600円＋超過料金75円＝675円

11月分：基本料金600円＋超過料金75円＝675円

② 按分計算した料金を合算

10・11月分：675円＋675円＝1,350円

③ 合算した料金に消費税額を加えたものが請求金額

10・11月分：1,350円＋1,350円×10%＝**1,485円**

【令和5年10月分から】

消費税計算（1円未満切捨て）は1回のみ行う形となります。

※ 令和5年10月1日以降に確定する下水道使用料も同様の消費税計算となります。

※ 減免を実施する場合の請求金額は異なりますのでご承知おきください。

※ 詳細は、町ホームページ掲載の「水道料金・下水道使用料早見表」をご参照ください。

(水道料金に関する町ホームページ)

使用量によっては従来よりも消費税額が1円高くなる場合があります。



問い合わせ先

中井町役場 環境上下水道課

電話 0465-81-3903